

課題名：担い手支援センター・JA 出資型法人を核とした新規就農受入体制の確立

柳井農林水産事務所農業部 チーム員：兼常康彦、中村聡、前岡庸介、
角田佳則

<活動事例の要旨>

担い手支援センターと JA 出資型法人が連携した就農受入体制の一つである園地の中間保有について、中間管理の方法、活用事業、費用および役割分担などの具体的な仕組みづくりを検討した。また、JA 出資型法人の経営改善支援に取り組み、栽培管理状況の確認・技術指導を実施するとともに、ロボット草刈り機の実証試験を実施した。一方、新規就農者の確保では、就農相談や就農計画の作成を支援して6名の新規就農者（うち認定新規就農者4名）を確保出来た。さらに、実施状況確認、個別園地巡回などにより技術・経営指導を実施して、新規就農者の育成を図った。

1 普及活動の課題・目標

(1) 課題

周防大島町は県内最大の柑橘産地であるが、農家の高齢化による栽培リタイアや後継者不足などにより農家数・生産量とも減少傾向である。

このような状況の中で、産地を維持・発展していくためには担い手の確保・育成を進めていくことが重要である。周防大島町では「周防大島担い手支援センター」を中心に新規就農者の確保・育成に取り組んでいるが、就農時に収益が確保出来る優良園地の確保や就農に向けた実践的な研修体制への機能拡充などの円滑な就農に向けた課題がある。

一方、平成 29 年に JA 出資型法人が設立され、規模拡大による経営安定とともに研修や園地の中間保有機能の役割が期待される。

このため、JA 出資型法人の経営確立を支援するとともに、担い手支援センターとの連携による新規就農受入体制の確立に取り組む。また、新規就農者の確保や就農 5 年目までの就農者の技術・経営指導を行う。

(2) 目標

就農支援体制の具現化	1
JA 出資型法人	単年度黒字化
新規就農者数	8 人

2 普及活動の内容

(1) 新規就農受入体制の確立

ア 担い手支援センターを核とした就農支援体制の検討

町、JA、農業委員会、生産組合および県で構成する大島郡柑橘振興協議会で産地の 5 か年の振興方針を示した「大島かんきつ産地継承実践プラン」が昨年度、策定された。このプランの中で、担い手支援センターと JA 出資型法人が連携した就農受入体制の構想が位置づけられ、本年度は図 1 に示した園地中間保有の仕組みづくりに取り組んだ。

町、JA および農林水産事務所の関係者で、園地中間管理の方法、管理費用および負担などについて協議した。具体的には園地の状態に応じて栽培

を継続できる場合や新植、改植が必要な場合があるので、状態別に費用試算や活用事業の提案を行った。また、担い手支援センターと JA 出資型法人の連携が円滑になるよう、中間管理の方法毎に両者の役割分担を提示して、町と JA 担当者の相互で役割や手続きの流れを確認できるようにした。

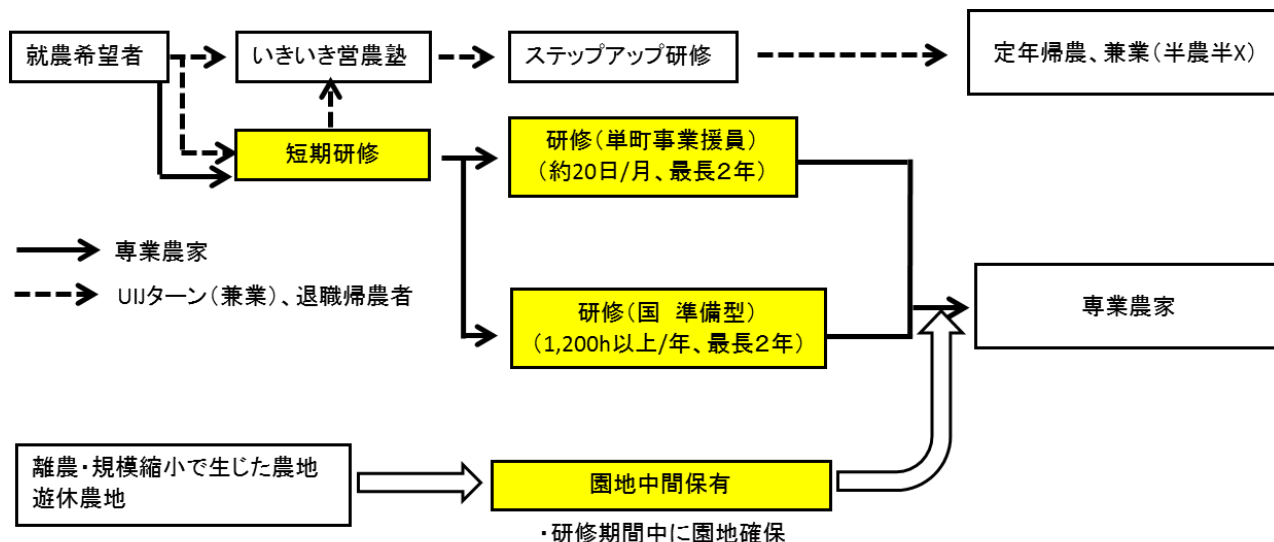


図1 「大島かんきつ産地継承実践プラン」を踏まえた就農までのフロー

イ JA 出資型法人の経営強化支援

昨年度、営農実態の把握・分析を行い、低収益の主要因として販売単価が低く原料割合が高いこと、小玉果実が多いことが覗えた。これらの分析と栽培管理状況から、本年度は摘果および除草作業を中心に改善が必要であることを念頭に、園地巡回による栽培管理状況の確認および技術指導に取り組んだ。また、省力化を狙いとして、ロボット草刈機の実証試験を提案し、実施した。

一方、当該法人の園地集積の取組として、基盤整備検討地区での園地集積の調整を進めた。具体的には、関係機関と当該法人への園地集積について協議し、法人役員会での了解を得て、地区農地整備推進協議会役員会で JA 出資型法人も含めた担い手の農地利用計画を検討中である。



図2 ロボット草刈機の実証試験

(2) 新規就農者の確保・育成

新規就農者の確保では、町などの関係機関と連携して 10 名の就農相談を実施した。うち専業農家を希望する就農希望者 1 名に対して、技術習得のための研修制度の説明や先輩農家との面談を支援した。また、他の就農希望者に対しては、各々の状況に応じて就農支援制度の説明や営農塾などの研修制度の紹介・受講を勧めた。また、コロナ禍に対応するため、県外からの就農希望者に対しては web による就農相談を実施した。

一方、新規就農者の育成では、就農 5 年目までの認定新規就農者 14 名に対し、関係機関と連携して実施状況確認や中間評価を行った。実施状況確認では、個別に園地を訪問して栽培管理状況の確認と状況に応じた技術・経営指導を行った。

規模拡大を図りたい就農者に対して、本人の意向を確認しながら、近隣のほ場整備農地（水田）について土壌調査し、樹園地としての適地性及び転換方法を検討した。また、農地中間管理機構と連携して基盤整備組合長や地権者との調整を行いながら、園地集積を支援した。

また、栽培管理技術が不安な新規就農者にはせん定などの技術的なフォローアップを行うとともに、管理が遅れがちな新規就農者に対しては個別の園地巡回を実施した。



図3 現地検討会で栽培状況の確認
新規就農者への指導

3 普及活動の成果

(1) 新規就農受入体制の確立

ア 担い手支援センターを核とした就農支援体制の検討

就農受入体制の一つである園地の中間保有は、当面は研修生が就農時に集積予定の園地を対象に実施し、将来的には優良園地を中間保有して就農希望者のためにストックしていくことで、関係機関と合意できた。

園地の中間保有の方法として、園地の状態に応じて①通常管理、②保全管理、③新植・改植、以上の3つに整理した。そして、経費試算と活用事業を検討した結果、①では単収 1,500~1,700kg/10a、手取り単価 150~170円/kg が損益分岐点となり、これ以下の売上が予想される場合は保全管理など他の管理方法を検討、②では農地中間管理機構の借受農地管理事業を活用、③では国の果樹経営支援対策事業を活用することにより、中間管理に係る費用が概ね負担できる目途がついた。そして、中間管理の実施者である JA 出資型法人の運転資金から中間管理できる園地面積についても確認した。

また、中間管理に取り組む前提として、担い手支援センターが研修生の意向確認、農地中間管理機構と連携して地権者との調整を図ることを確認して、担い手支援センターと JA 出資型法人とが連携して取り組んでいくよう意識づけを促した。

イ JA 出資型法人の経営強化支援

園地巡回による栽培管理状況の確認と技術指導に取り組んだ結果、緩効性肥料を約8割の園地で導入し、開花期防除までの作業は遅延せず、枝幹害虫防除なども含めて適切に実施されていた。しかし、昨年度より作業従事者が少ないことともあって摘果作業が遅れ、果実が小玉傾向となったこと、イノシシ被害が発生したことから、売上および収益は減少の見込みである。また、ロボット草刈り機の実証試験では、雑草管理の省力化の可能性があるものの、園地を整えておかないとロボットが途中で停止するなどの問題点を把握した。

一方、基盤整備検討地区での園地集積の調整を進めた結果、JA 出資型法人が基盤整備地区の担い手の一つとして位置づけられた。

(2) 新規就農者の確保・育成

新規就農者の確保では、町と連携して就農相談や就農計画の作成を支援した結果、本年度6名の新規就農者（うち認定新規就農者4名）を確保出来た。また、次年度に技術習得のための研修を受ける就農希望者1名が確保見込みである。

一方、新規就農者の育成では、実施状況確認や個別の巡回などにより、本年度就農した認定新規就農者の3名は、順調に管理作業を進めて出荷している。また、中間評価を実施したA氏は計画を上回る達成状況で、周辺の園地を集積するなど地域の担い手として信頼を得つつある。他の認定新規就農者も概ね順調に作業や規模拡大を進めているが、計画の達成度が6～7割程度の者もいる。このため、個々の課題状況に応じて、単収向上や機械の更新のための資金対応および雇用確保などの技術・経営的なフォローアップが、今後必要である。

規模拡大を図りたい就農者に対して、土壌調査と関係者との調整を進めた結果、30aの基盤整備園地の集積が見込めることとなった。現在、農地中間管理機構の農地集積推進委員が地権者と耕作者との間に入り、契約条件や手続きなどを進めている。

4 今後の普及活動に向けて

周防大島町の柑橘産地を維持・継承していくためには、今より多くの担い手を持続的に確保できるしくみが必要と考える。このため、本年度検討を進めた園地中間保有について実際に取り組んでいく。さらに、就農希望者が円滑に就農できるような優良園地のストックや園地の相談調整が各地区で出来るしくみづくりなどに取組むことが今後、必要と考えられる。また、JA 出資型法人の役割が重要であるものの、現時点では経営規模が小さくこれらの役割を十分に担うことが難しいことから、引き続き JA 出資型法人の経営強化支援に取り組む。